

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年6月9日（令和3年（行情）諮問第239号）

答申日：令和3年10月4日（令和3年度（行情）答申第268号）

事件名：「省秘ハンドブック（最新版）」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「省秘ハンドブック（最新版を希望）。【裏面をご参照下さい。】」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「秘密保全に関する業務実施要領 航空幕僚監部運用支援・情報部情報課情報保全室（空幕情第852号（28.7.19）別冊）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年4月19日付け防官文第7379号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）（別添1（省略））である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

（ウ）上記（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別添２（省略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別添３（省略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 他に文書がないか確認を求める。

特定された文書は、請求の根拠となった文書で明示された名称と異なるので、他に該当する文書がないか確認を求める。

カ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(２) 意見書

ア 意見１：対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなけ

ればならない。

国の統一指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、電磁的記録の開示実施にあたっては以下の通り定めている。

文書又は図面について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。（20頁）

上記指針に従い、法の所管官庁である総務省も、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている（別添1（省略））。また諮問庁も過去における開示決定（防官文第980号）（別添2（省略））でWordファイルを特定・明示している。

本件決定において諮問庁は、電磁的記録に関して特定及びその教示を行っておらず、国の統一指針に反しているため、この点についてやり直すべきである。

イ 意見2：本件対象文書には「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在する。

諮問庁の説明によれば、複写の交付に当たっては、開示請求者が電磁的記録の複写を請求しても、「文書の内容と関わりのない情報」の付随を避ける必要な措置として、一旦用紙に印刷して、その印刷物をスキャナで取り込むという、開示請求者が指定した開示実施方法と異なる方法で複写の交付が恒常的に行われている（別添3（省略））。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在することは明らかで、これについても開示・不開示の判断が改めて行われるべきである。

ウ 意見3：「変更履歴情報」とは別添4（省略。以下同じ）で説明されている機能で記録された情報である。

審査請求人が主張する「変更履歴情報」とは、別添4で説明されている機能を利用して記録された情報である。

この点を諮問庁は理解せず、存在しないと主張しているかもしれないので、改めて確認を求めるものである。

エ 「保存されている状態になく」という諮問庁の主張が事実か、審査会は電磁的記録を提出させて確認するべきである。

諮問庁は過去において「所蔵しても所有せず」との理屈を基に保存している文書の不開示決定を行っている（別添5（省略））。

こうした諮問庁の態度を鑑みれば、「保存されている状態になく」

という主張を真に受けるべきでなく、審査会は諮問庁に当該文書（電磁的記録）を提出させ、確認するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、令和3年4月19日付け防官文第7379号により、原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である。」として、電磁的記録形式の特定及び教示するよう求めるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式を特定し、教示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

(2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の変更履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

(4) 審査請求人は、「特定された文書は、請求の根拠となった文書で明示された名称と異なるので、他に該当する文書がないか確認を求める。」として、他に文書がないか確認するよう求めるが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。

(5) 審査請求人は、「開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。」と

して、複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求めるが、当該主張は、開示の実施の方法に係る不服申立てであって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年6月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月2日 審議
- ⑤ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「秘密保全に関する業務実施要領 航空幕僚監部運用支援・情報部情報課情報保全室（空幕情第852号（28.7.19）別冊）」である。

審査請求人は、他の文書の特定を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求については、開示請求書の裏面に航空幕僚監部運用支援・情報部情報課（以下「情報課」という。）が情報保全に関する部内教育のために作成した文書が示されており、このうち「省秘ハンドブック」を求める旨の記載があったことから、当該ハンドブックの最新版を求めているものと解した。

イ 審査請求人は「特定された文書は、請求の根拠となった文書で明示された名称と異なる」と主張しているが、情報課においては、本件対象文書を「省秘ハンドブック」と呼称しているため、開示請求時点に最新版であった本件対象文書を特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。

(2) 開示請求書の裏面の資料には、閲覧簿の記入を省略できる条件として、②恒常的ではないが、任務上、秘に指定された文書等の取扱いが必要な者（省秘ハンドブック第60）及び③恒常的ではないが、演習、訓練等のため、秘に指定された文書等の取扱い期間、場所等が明らかな者（省秘ハンドブック第60）との記載があり、当該ハンドブックの第60から引用しているものと考えられることから、当審査会において、本件対

象文書の第60の部分を確認したところ、②及び③の記載と同旨の内容の記載があり、「省秘ハンドブック」と本件対象文書は同一の文書であることが認められる。

したがって、本件対象文書を「省秘ハンドブック」と呼称しており、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は首肯でき、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久